

瀬平地区景観計画

(南九州市颯娃町郡地内)



令和7年4月

南九州市

目 次

序 章 景観形成の考え方

第1節	景観計画の目的と位置づけ	1
1	瀬平地区景観計画策定の目的	
2	景観計画の位置づけ	
第2節	瀬平地区の特性	2
1	瀬平地区の沿革	
2	景観の特徴と魅力	
第3節	景観形成の課題	3
1	ワークショップ等における市民意向	
2	瀬平地区の景観の主な課題	

第1章 景観計画の区域

第1節	区域とエリアの指定	4
1	景観計画区域の設定	
2	景観特性に応じたエリアの設定	

第2章 良好な景観の形成に関する方針

第1節	景観づくりの目標	6
第2節	景観形成の基本方針	6
第3節	眺望の保全	7
第4節	景観重要公共施設の景観形成方針	9
1	景観重要公共施設の指定方針	
2	景観重要路線	
3	景観重要河川	
4	景観重要資産	
第5節	景観重要建造物・景観重要樹木の指定方針	13
1	景観重要建造物	
2	景観重要樹木	

第3章 景観づくりの推進

第1節	届出制度の円滑な運用	14
1	景観形成ガイドライン	
2	景観計画の周知	

第4章 良好な景観形成のための行為の制限

第5章 屋外広告物の制限.....

付 録	郡地区の景観に関するアンケート調査について	23
-----	-----------------------------	----

序章 景観形成の考え方

第1節 景観計画の目的と位置づけ

1 瀬平地区景観計画策定の目的

本市には、貴重な歴史的文化遺産と、豊かな自然を基調とした、地域固有の多彩で美しい眺望景観があります。このような景観は、本市にとって重要な景観資源であるとともに、貴重な観光・文化資源でもあります。

瀬平地区は、松と海岸線、開聞岳が織りなす景観を有する景勝地として親しまれており、令和3年度には、公園や沿岸部の一部が薩南海岸県立自然公園の区域に指定されました。このように優れた景観を持つとともに、国道226号線とJR指宿枕崎線が並走しており、瀬平地区は、南九州市の東の玄関口となっています。

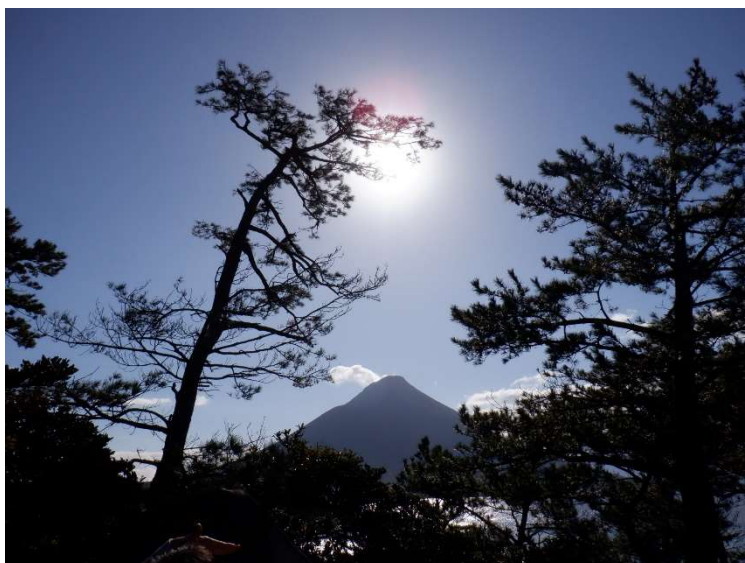
しかし近年、少子高齢化による維持管理の問題、虫害による松の減少、砂浜の後退などの問題が顕在化しており、地域の個性ともいえる、松のある景観を守っていくことが、年々難しくなっている状況となっています。

本計画は、これらの課題に対して、市民・事業者・行政が一体となって取り組み、瀬平地区独自の景観づくりを進めていくために策定するものです。

2 景観計画の位置づけ

本計画は、景観法に基づき策定するもので、令和4年4月に施行された、本市の景観づくりの基本計画である南九州市景観計画を上位計画としながら、瀬平地区の貴重な資源や歴史・自然を将来に引き継ぐとともに、さらなる良好な景観形成を目指すために、独自の目標や将来像、ルール等を定めたものです。

なお、本計画に定める区域は、南九州市景観条例第6条第1項に規定する景観形成重点地区とし、同条第3項の規定に基づき、南九州市景観計画の区域から除きます。



第2節 瀬平地区の特性

1 瀬平地区の沿革

瀬平地区のある^{こおり}穎娃町郡は、中世から近世にかけて島津氏の支配下におかれ、いわゆる^{とじょうせい}外城制が施行されて^{ふもと}穎娃麓が形成された地域です。当時、指宿から^{おろんくち}穎娃麓への経路は主に、開間の^{にからし}荳口からの「荷辛路峠越え」と、「瀬平渡し」の二つがあったとされます。

当時、瀬平海岸には道がなく、波しぶきの中で岩を渡る難所であり、元禄4(1691)年に交通安全を祈念して、設置された瀬平観音像が現存しています。瀬道が通されたのは元文3(1738)年のころでした。

大正5(1916)年に県道（現在の国道226号線旧道部分）が整備され、安全に通行できるようになると、昭和4(1929)年には歌人である^{よさのてつかん}与謝野鉄幹・^{あきこ}晶子夫妻が当地を訪れ、瀬平の景観を歌に残しています。

その後、昭和から平成にかけて、瀬平橋や公園が整備され、令和3年度には、薩南海岸県立自然公園の指定を受け、現在に至っています。

2 景観の特徴と魅力

1) 松の景観

瀬平自然公園など、国道226号線の海沿いに松林があり、地域のシンボルの一つになっています。



2) 海岸線の景観

瀬平海岸は、旧期安山岩からなる海食崖や岩礁によって構成され、奇岩と波しぶきによる変化に富んだ景観は絶景です。また、長崎自治会から開聞岳まで緩やかに伸びる砂浜も、岩礁とは違った趣があり、多くの人々の目を楽しませてくれます。

3) 開聞岳

開聞岳は、指宿市に位置する成層火山で標高は924m、「薩摩富士」とも称えられる美しい^{えんすい}円錐状の山体を有します。白砂青松の尽きるところに、雄大な開聞岳のそびえる景観の美しさは、伊能忠敬が「列国の内に、かくの如くなる景勝の処は、^{またう}復得べからず。」と評しているほどです。



第3節 景観形成の課題

1 ワークショップ等における市民意向

地域住民代表によるワークショップで出された、「景観の良いところ、悪いところ、もう少しのところ」「景観形成重点地区の区域設定」「地区の将来像」など様々なご意見をもとに、本計画書を作成しました。

2 瀬平地区の景観の主な課題

瀬平地区の景観に関する課題は、以下のようなものが挙げられます。
それぞれの課題に対応した景観のルールづくりとともに、地域住民と合意形成を図りながら、良好な景観づくりを推進していく必要があります。

瀬平地区における景観上の課題として、次のようなことが挙げられます。

● 維持管理

眺望景観を維持するためには、草木の維持管理が必要ですが、少子高齢化による担い手不足や、組織体制の不十分さが問題になっています。

● 開聞岳への眺望の保全

眺望地点から望む開聞岳の姿は、瀬平地区の景観の目玉ですが、これをどうやって保全していくかが課題となっています。

● 松の保全

松は、瀬平地区の重要な景観要素であり、地域の象徴の一つとなっていますが、虫害による枯死や、老齢による樹勢の衰えなどが懸念されるようになっており、保全や後継松の植樹などの検討が必要です。

● 海岸の景観の保全

近年、海岸線の砂浜が後退しつつあり、開聞岳や松の緑と、海の青に映える白浜という景観を守ることが課題となっています。また、漂着するごみが多く、その処理にかかる労力は少なくありません。



● 観光の課題

駐車場や公園を活用して景観づくりを進めていくためには、整備が必要と思われる施設があることや、既存の施設の老朽化と更新の必要性が指摘されるようになっています。

● 景観意識の向上

公園や地域の清掃活動、又は自宅周辺の環境整備に積極的に取り組み、景観意識の向上を図っていくことが大切です。

第1章 景観計画の区域

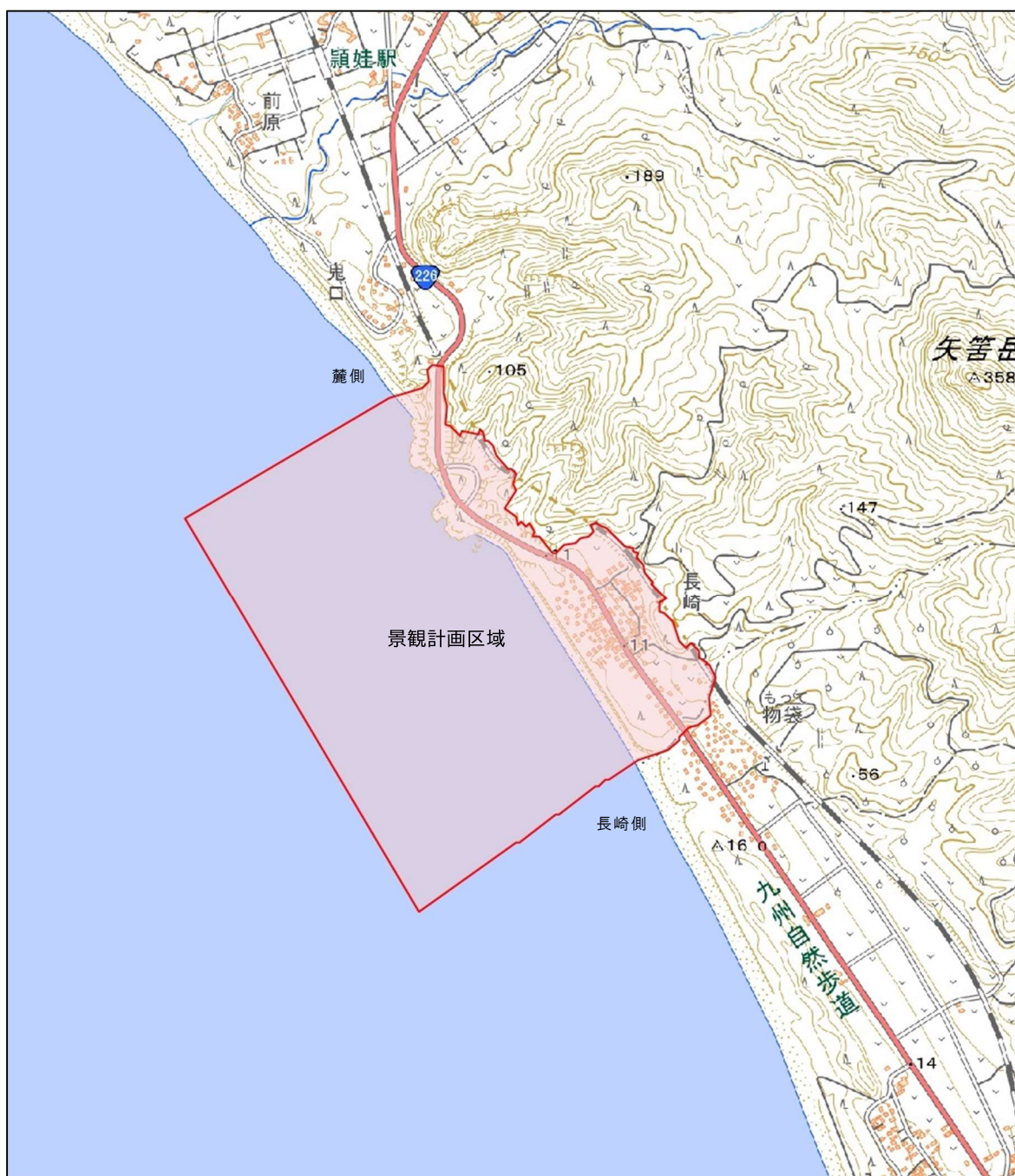
第1節 区域とエリアの指定

1 景観計画区域の設定

自然景観を守り、育て、活用することを目標とし、ワークショップの意見や現地調査を基に、景観形成重点地区を以下の図のとおり設定します。

瀬平地区景観計画区域（景観形成重点地区）

《瀬戸市郡地区》



2 景観特性に応じたエリアの設定

現況の景観特性を考慮し、景観形成重点地区は、以下のエリアに区分します。



■ 一般エリア

主に国道 226 号線の北側と住宅地を含むエリアです。眺望地点からの眺望景観に配慮した、落ち着いた街並みを目指します。

■ 自然公園-普通エリア

薩南海岸県立自然公園の普通地域にあたる地域です。自然景観に調和した景観形成を目指すしていくエリアです。

■ 自然公園-特別エリア

薩南海岸県立自然公園の特別地域にあたる地域です。瀬平地区の眺望地点や松，海岸線などの景観資源を数多く抱えるエリアであり，積極的な景観の保全，及び改善活動を図っていくエリアです。

■ 海域エリア

薩南海岸県立自然公園に指定された地域の隣接海域で，瀬平地区の眺望地点からの眺望景観にかかるエリアです。海岸線の景観や，眺望地点からの眺望を保全するため，工作物などの築造を避けることが望ましい海域となっています。

第2章 良好な景観の形成に関する方針

第1節 景観づくりの目標

本地域の景観特性と課題を踏まえ、更に魅力的な地域となるように、長期的な景観づくりの目標を以下のように設定し、その推進を図ります。

開聞岳・海岸線・松の景観を継承する。

第2節 景観形成の基本方針

前節の目標と「南九州市景観計画」における、良好な景観の形成に関する4つの視点を踏まえ、本地区の基本方針を以下のとおりとします。

- 1 松を受け継ぎ、次世代の松を育てていきます。
- 2 海岸線と瀬平地区の眺望を守るため、美化作業に努めます。
- 3 人々が集い、訪れる人が感動する景観づくりに努めます。

瀬平地区の風景は、開聞岳、海岸線、松が一体となって形成された景観であり、南国ならではの強い日差しと相まって、鮮やかで雄大な景観を生み出しています。これを将来の世代に継承し、地域への愛着醸成と、景観形成の推進を図ります。

また、これらを継承していくためには、日頃の維持管理が重要です。組織づくりを進め、定期的な美化活動により、景観を保全していきます。

景観は、人を感動させる力があり、質の高い景観形成を意識していく必要があります。例えば、瀬平地区には、開聞岳方向への眺望景観を妨げないように電柱などの工作物を山側に寄せるなどの配慮がされており、以前から景観を大事にしてきました。こういった配慮が、人を感動させることにつながります。

そのような景観づくりは、同時にまちづくりです。これらの活動を通じて、地域の魅力を高め、他地域との連携を推進していくことで、地域活性化を図っていきます。



第3節 眺望の保全

1 眺望地点の設定

■ 眺望地点とは

眺望地点とは、不特定多数の方々が利用でき、地域にとって重要な景観が眺望できる場所です。ここでは、瀬平地区を象徴する「開聞岳」「海岸線」「松」という自然景観を眺望できる場所のうち、ベンチや展望所、^{あずまや}、駐車帯などの施設が設置された場所や、眺望が特に優れた箇所をいいます。

■ 眺望地点における眺望の保全

眺望地点からの眺望範囲内においては、建築物・工作物の配置や高さを制限し、良好な景観の確保を図ることとします。開聞岳や地形の稜線を結んだラインの高さを超えないように配慮したり、風力発電設備等、大型の工作物の眺望範囲内への配置を避けたりするなどの工夫が求められます。

ただし、防災無線など、住民の生活・安全に欠かせない施設は、眺望を妨げないように配置、色彩を工夫するなどして、周辺と調和した景観の形成を図ることとします。

■ 眺望地点の設定方針

瀬平地区の眺望地点は、調査に基づき、以下の景観を美しく望める場所を設定します。

設 定 方 針		
①開聞岳を眺望する場所	②海岸線を眺望する場所	③松を眺望する場所
④その他、地域住民に親しまれており、特に景観の優れた場所		

■ 眺望保全エリア及び眺望保全ライン



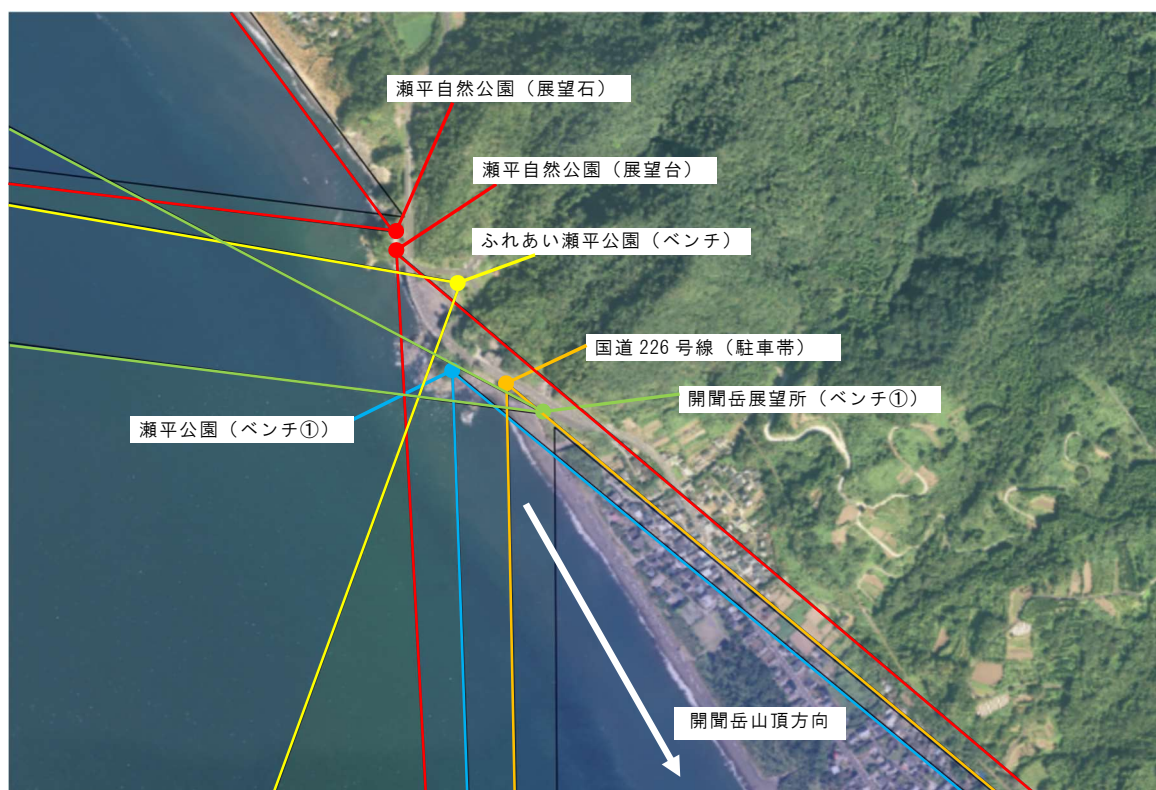
■ 地区内の眺望地点

地区内の眺望地点は、以下のポイントを設定します。

これらの内、設定方針の複数の項目に該当し、特に重要と思われるところは、瀬平地区を象徴している箇所として、「重要な眺望地点」と位置づけます。

	施設	所在地	設定方針
国道 226 号線	歩道	瀬戸町郡字鬼ノ口 9969	②
	公園北側	瀬戸町郡字瀬平 10451-1	②
	瀬平橋①	//	①, ②, ③
	瀬平橋②	瀬戸町郡字濱ノ上 10452-7	①, ②, ③
	駐車帯	瀬戸町郡字濱ノ上 10455-14	①, ②
瀬平 自然公園	四阿	瀬戸町郡字瀬平 10451-1	②
	展望石	//	①, ②
	展望台	//	①, ②, ③
	歩道	//	①, ②, ③
ふれあい 瀬平公園	ベンチ	瀬戸町郡字瀬平 10451-169	②, ④
瀬平公園 (遠見台)	ベンチ①	瀬戸町郡字濱ノ上 10452-4	①, ②
	ベンチ②	//	①, ②
開聞岳 展望所	ベンチ①	瀬戸町郡字濱ノ上 10467-1	①, ②
	ベンチ②	//	②, ③

■ 主な眺望地点と眺望範囲



第4節 景観重要公共施設の景観形成方針

1 景観重要公共施設の指定方針

基本的な事項は、「南九州市景観計画」によるものとします。

2 景観重要路線候補

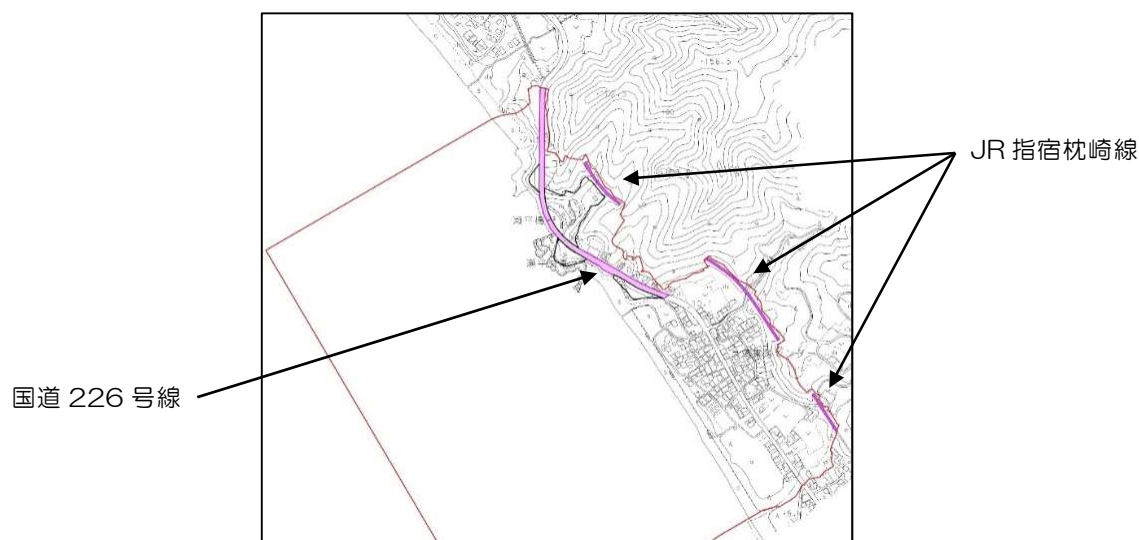
景観重要路線の候補は、観光路線としての道路1路線と、鉄道1路線を設定し、今後、指定に向け関係機関と協議して、その沿線の景観づくりに努めます。

①道路

道路法による 道路種別・名称	指定位置・範囲（起点～終点）と特徴	施設管理者
【幹線道路】 国道 226 号線	顚娃町郡字瀬平 10451 番 38 地先～ 顚娃町郡字田添 10629 番 24 地先まで	鹿児島県
	【特徴】 瀬平地区を縦断する道路で、指宿市、南九州市、枕崎市をつなぐ幹線道路。観光客を迎え入れる道路として機能しており、景観を構成する重要な要素です。	

②鉄道

路線名	指定位置・範囲（起点～終点）と特徴	施設管理者
J R 指宿枕崎線	顚娃町郡字瀬平 10451 番 6 地先～ 顚娃町郡字中園原 10724 番 9 地先まで	J R 九州
	【特徴】 南薩地域を縦断する鉄道路線で、瀬平を通過する際には、車窓から海への眺望が開ける場所があり、景観路線としての活用が見込まれます。	



景観重要路線候補位置図

景観形成の方針

- ・道路などの整備にあたっては、管理者と協議し景観に配慮した整備を推進します。
- ・施設整備を行う場合は、眺望対象が美しく見えるように、周辺の自然環境との調和に配慮します。
- ・交通安全施設等は、配置及び形態や色彩その他の意匠は、周辺の自然環境との調和に配慮します。
- ・眺望景観を損なわないよう、伐採等の維持管理に努めます。
- ・法令等の規定や安全上、機能上やむを得ない場合については、この限りではありません。

■ 交通安全施設

交通安全施設としての視認性を保ちつつ、景観に配慮し、色彩基準に則ったものとします。（別表 色彩に関する景観形成基準 参照）

■ 無電柱化

- ・電線の整備にあたり、眺望視野内にある（特に視対象に重なっている）場合は、電線の地中化を検討する。また、地中化が困難な場合には、配線ルートを変えるなど検討することにより、さらに魅力的な景観形成を推進することとします。

道路付属施設（道路法第 32 条第 1 項又は第 3 項の許可基準）

- ・工作物等の設置にあたっては、事前にフォトモンタージュ等の手法による景観検討を行い、形態や色彩その他の意匠、配置など、周辺の自然環境との調和に配慮します。
- ・新たに電柱、架空線を設置しない。ただし、顧客需要の変化等によりやむを得ない場合を除きます。
- ・公共サイン（規制、解説、誘導、案内、位置、広報など）は、形態や色彩その他の意匠、配置等が周辺の自然環境との調和に配慮したものとします。

○鋼製防護柵の基本とする色彩（近似色）

ダークブラウン

10YR2.0/1.0

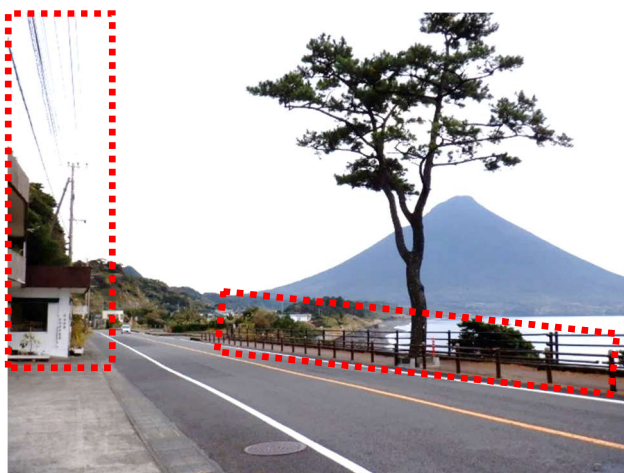
グレーベージュ

10YR6.0/1.0

ダークグレー

10YR3.0/0.5

○ 瀬平地区の事例



電柱や電線を山側に配置し、美しい眺望を公園や国道 226 号線から得られるように配慮しています。また、防護柵も周囲と調和するよう、透過性の高い構造で、目立たないこげ茶色を使用しています。

3 景観重要河川

景観重要河川の指定方針は、南九州市景観計画に基づくものとします。

景観重要河川候補は定めませんが、今後、河川の景観形成が必要となった場合には、指定に向け関係機関と協議して、河川の景観形成に努めます。

4 景観重要資産

その他の景観重要資産の指定方針は、南九州市景観計画に基づくものとします。

景観重要資産候補は、次表のとおりとし、指定に向けた意見の集約や管理者等との協議を行い、景観づくりを進めていきます。

○景観形成上重要な施設など

番号	名 称	備 考
1	瀬平自然公園	 四阿、展望台と駐車場を備えた公園で、瀬平海岸、松、開聞岳を一望できる眺望地点であることから、フォトスポットにもなっています。 財産管理者：鹿児島県 (植栽管理：権限移譲により南九州市)
2	ふれあい瀬平公園 (南九州市普通公園)	 自販機や広い駐車場、トイレ等の施設が揃い、イベント会場としても活用できる公園でテーブルベンチからは、瀬平橋を通して海や夕日が楽しめます。 財産管理者：南九州市 (植栽管理：南九州市)
3	瀬平公園(遠見台) (南九州市普通公園)	 松林のある展望台は、かつて物見やぐらがあったとされ、地域では遠見台とも呼ばれています。 眺望地点からは、条件がよければ、硫黄島、竹島、黒島や屋久島が眺望できます。 財産管理者：南九州市 (植栽管理：南九州市)
4	開聞岳展望所	 国道 226 号線旧道を利用して整備された公園で駐車場と2つのベンチがあり、開聞岳や枕崎まで緩やかに伸びる海岸線を楽しむことができます。 財産管理者：鹿児島県 (植栽管理：権限移譲により南九州市)

■ 地域の目指す施設全体の目標・方針

- ・眺望景観や周辺の自然環境との調和、地域の歴史的景観形成に配慮します。
- ・建築物や工作物など、景観形成基準を定め、景観の形成を誘導します。

◇施設個別の目標・方針

1 瀬平自然公園

【地域の目標】

瀬平自然公園の松と開聞岳を含んだ眺望景観を保全します。

【地域の方針】

- ・写真撮影のための空間があり、美しい景観の保全に努めます。
- ・照明灯などの整備は、景観や撮影の妨げにならないよう配慮するものとします。
- ・開聞岳や松、海岸線を望む重要な眺望地点であり、県や市と連携した維持管理に取り組めます。

2 ふれあい瀬平公園

【地域の目標】

J R 指宿枕崎線からの車窓景観を保全し、海への眺望が楽しめる場所を目指します。

【地域の方針】

- ・鉄道の眺望を遮る海側の樹木は伐採し、車窓からの景観の改善を図ります。
- ・屋根のある休憩スペースの整備を目指します。

3 瀬平公園

【地域の目標】

自然公園や国道から見たときに、眺望景観の中心となる松を保全します。

【地域の方針】

- ・眺望地点としての活用を図り、松を自然な形で残すよう保全します。
- ・県や市など関係機関と連携し、施設の維持管理を行い景観形成に努めます。

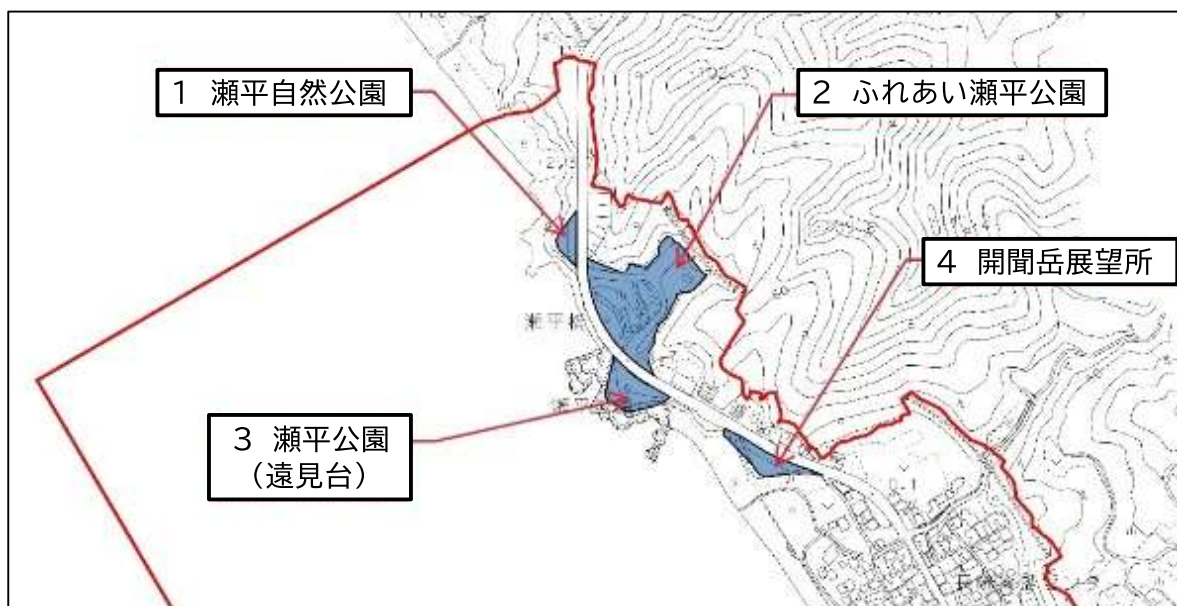
4 開聞岳展望所

【地域の目標】

開聞岳に向けた眺望景観を保全します。

【地域の方針】

- ・草木の維持管理を行政と連携し、景観の維持を図り眺望景観を保全します。
- ・県や市など関係機関と連携し、施設の維持管理を行い景観形成に努めます。



第5節 景観重要建造物・景観重要樹木の指定方針

1 景観重要建造物

景観上、重要な価値があると認められる建造物（建築物・工作物）については、南九州市景観計画の方針に基づき、所有者等の同意を得た上で、指定していきます。

ただし、文化財保護法により保全できる登録文化財、県・市の指定文化財などは、指定の対象外になります。なお、外観の現状変更について、生活上必要な改修は可能であり、内部は自由に利用することができます。

2 景観重要樹木

景観上、重要な価値があると認められる樹木について、以下の方針に該当するものは、所有者等の同意を得た上で、「景観重要樹木」に指定していきます。

（ただし、文化財保護法により保全される登録文化財、県・市の指定文化財などは対象外）

指 定 方 針
①地域のシンボルとして、住民に親しまれている樹木 ②地域の自然、歴史、文化、産業、生活等を象徴する樹木 ③地域の景観を特徴づけ、良好な景観形成に寄与する樹木 ④相当の樹齢を重ねた古木や巨大樹木 （文化財保護法による特別史跡名勝天然記念物、史跡名勝天然記念物に指定されているものは除く） ⑤美観上、優れた樹形を有する樹木

■ 景観重要樹木として指定した場合

- ・支援制度等も活用しながら、その保全を図っていきます。
- ・台帳を整備し、その木が重要樹木として指定されていることがわかるように標識を設置します。

○ 瀬平地区における景観上重要な樹木（指定の候補）

- ・これまでのワークショップやアンケートで挙げられた樹木

No	樹木	写真	該当する 指定方針	文化財指定等
1	マツ（遠見台）		①, ②, ③, ⑤	

※景観重要樹木の指定候補は、適宜追加又は削除できるものとします。

第3章 景観づくりの推進

第1節 届出制度の円滑な運用

届出等の流れに関しては「南九州市景観条例」に基づき、本計画の運用及び周知を図っていきます。

1 景観形成ガイドライン

届出が必要な案件について、各行為の景観形成基準との適合性を的確に判断できるようにするとともに、届出対象の行為、景観形成基準、景観に配慮すべき事項を解りやすく示した景観形成ガイドラインを活用し、景観形成の推進を図ります。なお、適時見直しを行っていくこととします。

2 景観計画の周知

景観計画の市民向けパンフレットを作成し、市民や事業者配布するとともに、景観アドバイザー等による景観研修会を実施して、景観計画の周知を図り、市民や事業者の景観計画についての理解と意識の向上を図るものとします。



地元説明会のようす(R6.10.23)

○景観計画に関するかわら版の発行



令和4年度発行



令和5年度発行



令和6年度発行

第4章 良好な景観形成のための行為の制限

本地区では、良好な景観形成を図るため、「景観形成基準」（景観のルール）を設定し、原則として、これに基づいた景観づくりを行っていきます。

その中でも、本章に定める一定の行為（届出対象行為）については、景観形成基準に合致しているかを確認するために市に届出をする仕組み（届出制度）を設けています。

なお、届出制度は、対象となる行為そのものを禁止するものではありません。

届出対象行為の種類

- (1) 建築物の新築，増築，改築，外観の模様替え，色彩の変更
 工作物の新築，増築，改築，外観の模様替え，色彩の変更
 再生可能エネルギー施設の新築，増築，改築，外観の模様替え，色彩の変更
- (2) 建築物の建設等のための開発行為
- (3) 土地の開墾，土砂の採取，鉱物の採取その他土地の形質の変更
- (4) 水面の埋め立て又は干拓
- (5) 木竹の伐採又は植栽
- (6) 屋外における土石等の堆積

★ 屋外広告物の設置は、事前協議を必要とします。

届出対象行為の規模・景観形成基準

(1) 建築物・工作物に関する行為

届出対象				
	一般	自然普通	自然特別	海域
建築物	高さ 10m超 又は延床面積 500 ㎡超		全て (通常の維持管理行為等は除く)	海面上の高さ 5m 又は 水平投影面積 100 ㎡超
工作物	建築基準法施行令第 138 条の規定により指定される工作物 (鉄筋柱, 鉄柱等については 高さ 10m超)			
太陽光発電	面積 1,000 ㎡超かつ 出力 10kW 超 又は高さ 10m超			
風力発電	出力 20kW 超 又は高さ 10m超			
その他の 発電施設	工作物に準じる			

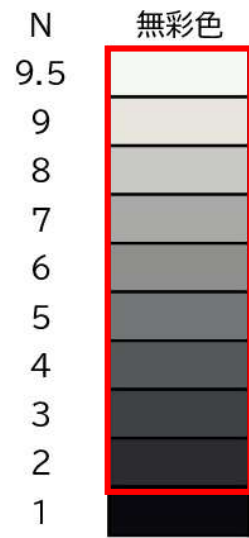
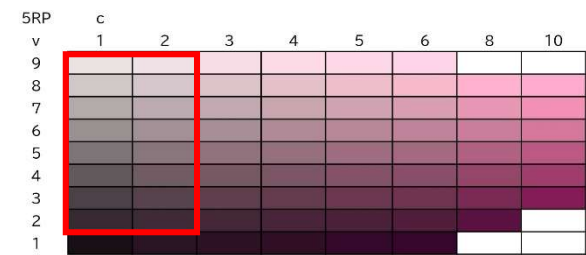
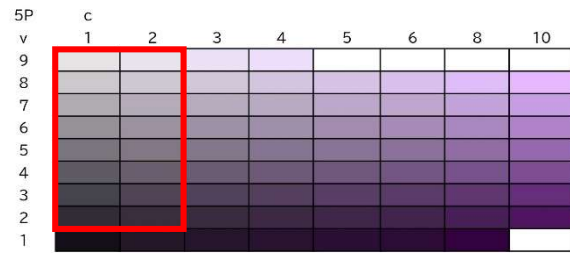
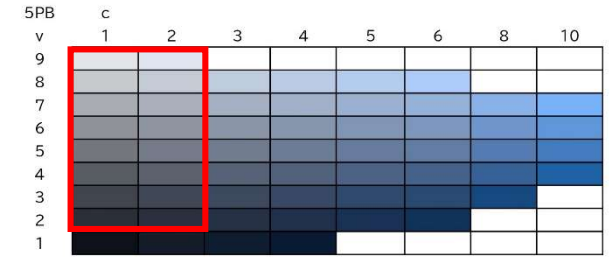
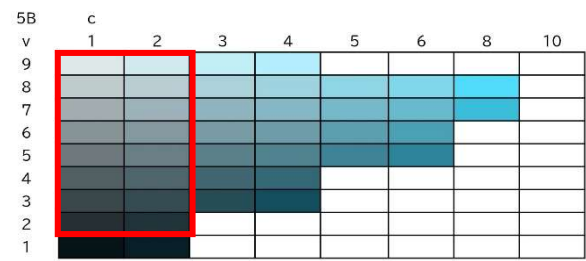
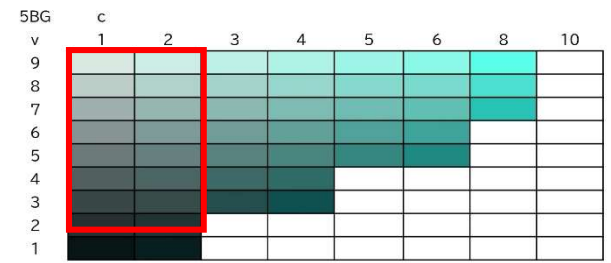
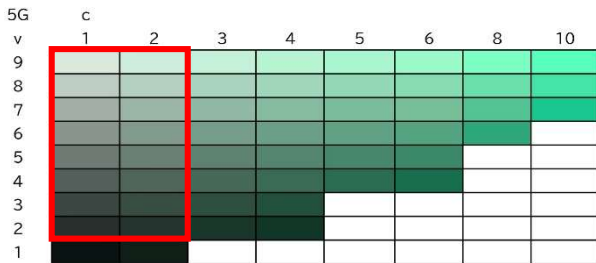
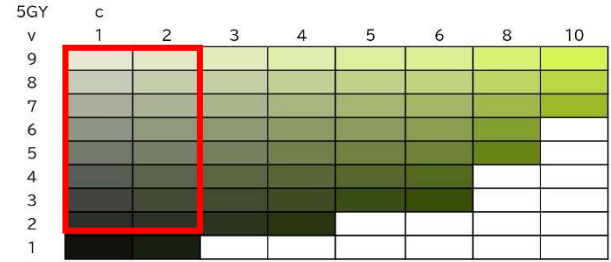
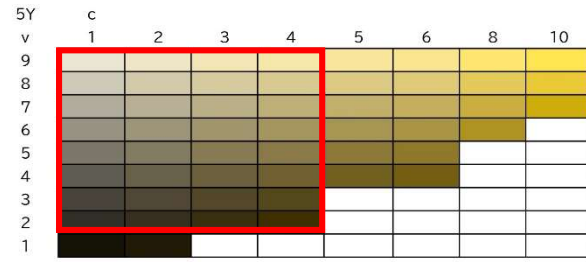
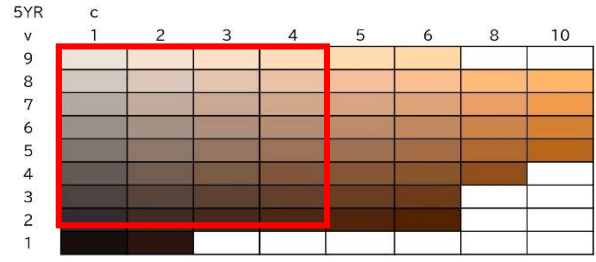
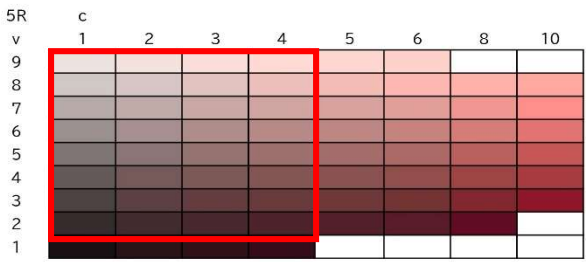
(1) - 1 建築物・工作物（再生可能エネルギーを除く）景観形成基準

項目	景観形成基準
配置・規模	・地域の景観を特徴づけている山、茶畑、田畑や海、河川等への眺めと調和した配置・規模とするよう努める。
高さ	・背景となる山並みや丘陵地から突出しない高さとなるよう努める。
形態・意匠・素材 (外観)	・周辺の自然環境や眺望景観と調和し、落ち着いてまとまりのある形態・意匠、素材とするよう努める。 ・大規模なものとなる場合は、長大な壁面等により周囲の圧迫感を感じさせることのないよう形態・意匠を工夫するよう努める。 ・外観の素材は、なるべく自然素材を使用し、周辺景観と調和したものを選定するよう努める。
壁面(配置)	・道路境界からの後退や、接道部への植栽等により、ゆとりある空間の創出を図り、通りに接する壁面が圧迫感を与えないように努める。
屋外設備	・屋外階段は、建築物本体と調和を図るよう努める。 ・室外機や高架水槽等の建築設備は、道路など公共の場から見えない位置に設置するよう努めること。やむを得ず設置する場合は、覆うか色彩の工夫に努める。 ・配管やダクト等は、道路など公共の場から見える壁面に露出しないよう努める。やむを得ず露出する場合は、壁面と同一の色調とするなど目立たないように努める。
色彩 (壁面、屋根、屋上)	・地域の景観及び既存のまち並みに配慮した色彩とし、突出した印象の色彩を避ける。 ※色彩に関する景観形成基準は、別表に基づく。
外構・緑化	・駐車場、駐輪場、ごみ集積所等は、公共の場からできる限り見えないような設置に努めること。やむを得ず設置する場合は、建築物と同様の形態・意匠、素材による遮へいや周囲の緑化等に努める。 ・道路など公共の場に接する場所に塀や柵等を設ける場合は、閉鎖的な塀・擁壁を避け、植栽、透過性のもの、自然素材のもの等を用いるよう努める。

(別表) 色彩に関する景観形成基準（マンセル値による）

一般	自然普通	自然特別	海域
・ R（赤），Y R（黄赤），Y（黄色）の色相は彩度4以下とし，その他の色相では彩度2以下とする。明度については，2以上とすることが望ましい。ただし，景観形成に著しい影響がないと市が認める場合については，この限りでない。 ・ 色相や明度は，眺望地点からの眺望を考慮し，背景となる色と近いものとするよう努める。 ・ アクセント色として基準を超える色を使用する場合は，建築物又は工作物の，全面見付面積の20%以内であれば使用可能とする。			

主要 10 色相のマンセル表（色彩基準早見表）



(1) - 2 再生可能エネルギー施設の景観形成基準

① 太陽光発電施設

項目	景観形成基準
配置	・道路から容易に望見できる場合は、地形等に応じ、太陽光パネルの向きや傾斜を揃え、統一感のある配置とするよう努める。 ・景観上、主要な眺望点から視認できる場合には、分散配置し、人工物の存在感を軽減させるよう努める。 ・尾根線上、丘陵地又は高台に設置する場合には、稜線を乱さず、土地形状に違和感を与えることのないような配置に努める。 ・反射光が市街地や集落に影響を及ぼすことがないよう配慮する。 ・地域の良好な景観資源（地域の歴史的・文化的景観資源、地域のシンボルの樹木等）への近接を避けるように努める。
形態・意匠	・太陽光発電施設の外周は、植栽等を用いるなど人工物の存在感を軽減するよう努める。
色彩	・太陽光パネルの色彩は、低明度かつ低彩度の目立たないものを使用し、低反射で模様が目立たないものを使用する。 ・太陽光パネルのフレームは、低明度かつ低彩度の目立たないものを使用し、低反射の素材を使用する。 ・景観上、主要な眺望点から視認できる場合には、太陽光発電設備を背景の色彩と極力同化させ、周辺の景観との調和に配慮すること。
附属設備	・太陽光発電施設の附属設備（パワーコンディショナー、キュービクル、フェンス、架台等）の色彩は、低明度かつ低彩度の目立たないものとする。
緑化・目隠し	・道路沿いや民家等、公共の場から望見できる場所に設置する場合には、通行者・車両や民家等から直接見えないよう植栽やフェンス（不透過性のもの等）等で目隠しを行い、威圧感や存在感を軽減するよう努める。
維持管理	・太陽光発電施設および敷地内は、定期的に保守点検を行い、時間的経過に伴う景観悪化を防止する等、適切な維持管理に努める。

② 風力発電施設の景観形成基準

項目	景観形成基準
配置	・地域の自然及び歴史・文化的環境と調和した景観の保全に努める。 ・主要な眺望点から視認できる場所の設置は避ける。 ・地域固有の景観を阻害しないよう配慮する。 ・尾根線上、丘陵地又は高台に設置する場合には、稜線を乱さず、土地形状に違和感を与えることのないよう配置に配慮する。
色彩	・色彩については、白又は薄い灰色など空に溶け込む色を基調とする。
維持管理	・風力発電施設および敷地内は、定期的に保守点検を行い、時間的経過に伴う景観悪化を防止する等、適切な維持管理に努める。

(2) 建築物の建設等に伴う開発行為（再生可能エネルギー施設除く）

届出対象			
一般	自然普通	自然特別	海域
行為に係る面積 1,000 ㎡超		全て	水平投影面積 100 ㎡超

- ・地形を生かし、地形改変が最小限となるよう努める。
- ・切土・盛土は最小限となるよう努める。
- ・一団の開発に伴う法面や擁壁が生じる場合には、長大なものはできる限り避け、周辺には圧迫感を与えないように努める。やむを得ず長大なものとなる場合は、緑化等の措置により、周辺環境と調和するよう努める。
- ・擁壁等は、自然素材を使用するなど、できる限り周辺環境となじむよう努める。
- ・自然とのふれあい空間や生物の生息環境の確保に努める。

(3) 土地の開墾，土砂の採取，鉱物の採取その他土地の形質の変更

届出対象			
一般	自然普通	自然特別	海域
行為に係る面積 1,000 ㎡超		全て	水平投影面積 100 ㎡超

- ・地形を生かし、地形改変が最小限となる事に配慮した造成に努める。
- ・切土・盛土は、最小限となるよう努める。
- ・一団の開発に伴う法面や擁壁が生じる場合には、長大なものはできる限り避け、周辺には圧迫感を与えないように努める。やむを得ず長大なものとなる場合は、緑化等の措置により、周辺環境と調和するよう努める。
- ・擁壁等は、自然素材を使用するなど、できる限り周辺環境となじむよう努める。
- ・自然とのふれあい空間や生物の生息環境の確保に努める。
- ・既存の樹木などはできる限り保全・活用するよう努める。
- ・道路等の公共の場から地肌の露出が目立たないよう採取・採掘位置等の工夫に努める。

(4) 水面の埋め立て干拓

届出対象			
一般	自然普通	自然特別	海域
—	通常の管理行為等を除く全ての埋め立て又は干拓		

- ・水面の埋立てにより生じる護岸や擁壁等については、海の自然景観に馴染むよう素材、工法や色彩に配慮する。

(5) 木竹の伐採又は植栽

届出対象			
一般	自然普通	自然特別	海域
3,000 ㎡以上の伐採		全て	—

- ・道路や眺望地点などの公共の場から見える山林の伐採は、できる限り避けるよう努める。止むを得ず伐採する場合は、伐採面積は必要最小限とするとともに、伐採の位置や方法の工夫に努める。
- ・伐採後は植林し、山林を育成するとともに、作業道は災害を引き起こさないよう努める。
- ・松林等、海岸線の景観を形成している樹林の伐採は、枯死や危険の防止など特別の理由がない限り避けるよう努める。伐採後は、植林し、景観の保全に努める。

(6) 屋外における土石等の堆積

届出対象			
一般	自然普通	自然特別	海域
堆積期間が3か月を超えるもので 面積 500 ㎡又は堆積高さ 3 mを超えるもの。		全て	—

- ・道路等の公共の場から堆積物が目立たないように、位置の工夫に努める。
- ・堆積の高さをできる限り抑え、植栽や塀による目隠し等の工夫に努める。
- ・山林や海岸、河川への土石、廃棄物等の投棄を禁止するとともに、流木の除去等を行い、良好な景観の確保を図る。

第5章 屋外広告物の制限

瀬平地区では、屋外広告物を含めた良好な景観形成を目指し、デザインや規模、色彩の統一など積極的な規制誘導を進めていきます。

1 屋外広告物の景観形成目標

- ・開聞岳や海岸線，松の景観に配慮したデザインとする。
- ・景観保全と案内機能を両立した屋外広告物を目指す。
- ・屋外広告物の必要性を検討し，最小限の数量に抑える。

2 屋外広告物（更新）許可申請における事前協議

原則として，本計画区域において，屋外広告物を新設又は現状を変更する場合は，事前協議を必要とします。

また，新設する場合などの大きさや色彩については，エリア区分（自然区域）や眺望に影響が生じる場合においては，その内容を協議のうえ決定します。

3 屋外広告物の景観形成基準

- ・鹿児島県屋外広告物条例の規定を遵守する。
- ・地域の景観及び既存のまち並みに配慮した色彩とし，高彩度色の多用や突出した印象の色彩を避けるよう努める。建築物や工作物と一体となった広告物についても，同様とする。
- ・明度は周囲の景観に調和するように努める。
- ・ネオン管の露出しているネオンサインやLEDサインの使用は避け，光源の点滅がないものとする。
- ・アクセントカラーとしての高彩度色の使用は，対向面積の1/5以内にするよう努める。ただし，天然素材を使用し着色されていない場合は例外とする。
- ・屋外広告物の規模は，表示面積10平方メートル以下かつ高さ4m以下となるよう努める。
- ・写真を利用した広告はできるだけ避け，デザインとして質の高い広告になるよう努める。

・基調色の色彩基準

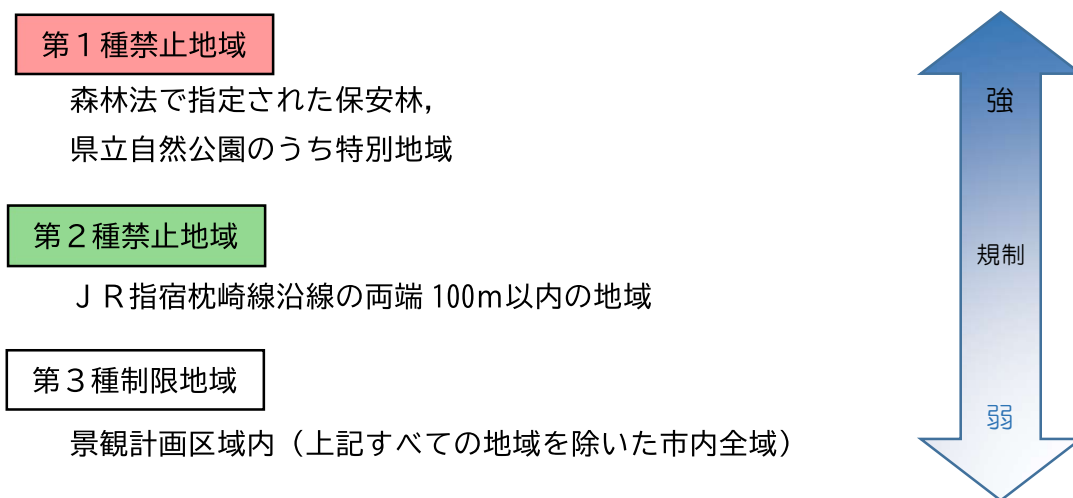
すべての色相において彩度6以内とします。

【基準内に収まるよう色の選定に努めること。】

4 鹿児島県屋外広告物条例に基づく景観形成

屋外広告物は、鹿児島県屋外広告物条例により規制され、広告物の大きさや高さ、表示できない場所、許可の手続きなどに関するルールが定められています。

瀬平地区は、制限が厳しい「第1種禁止地域」と「第2種禁止地域」があり、その他は規制の緩やかな「第3種制限地域」に分類されます。許可基準が異なる複数の地域にまたがることで、地区内における屋外広告物の規模等にばらつきが生じることなど、地区の一体的な景観形成に支障をきたすことが予想されます。このようなことから屋外広告物について、本計画と連携し、まちなみや自然景観等に配慮するよう規制誘導を進めていく必要があります。



鹿児島県屋外広告物条例による屋外広告物規制区分図



付 録

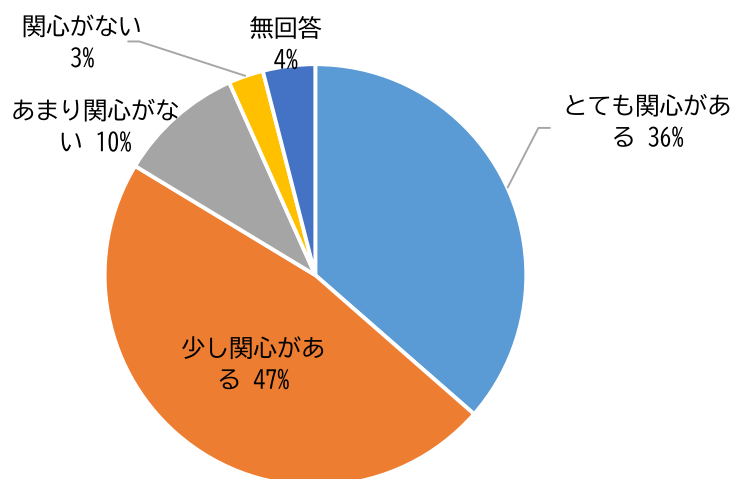
・ 瀬戸町郡地区の景観に関するアンケート調査

令和6年8月から9月にかけて、郡地区の全世帯を対象に景観に関するアンケート調査を実施いたしました。

配布数：756部 回収数：373部 回収率：49.34%

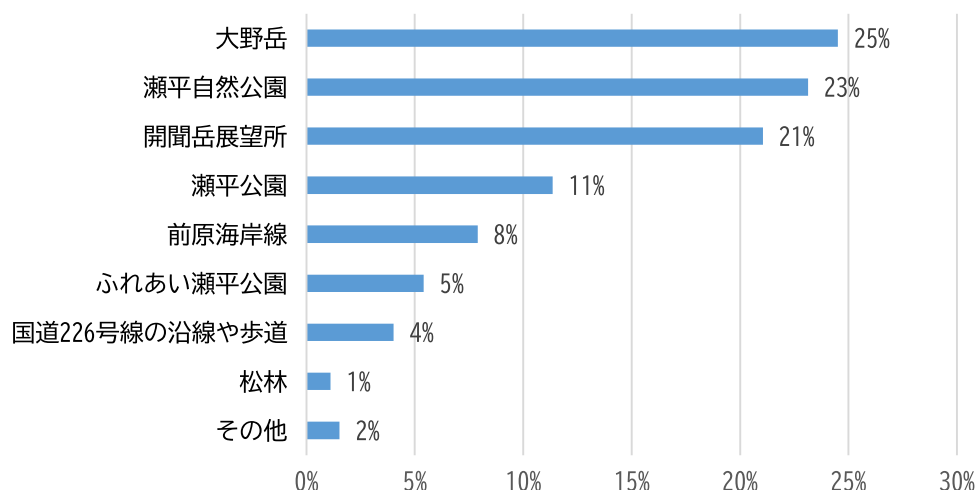
問 まちなみや自然などの景観に日頃から関心がありますか。

「とても関心がある」が36%、「少し関心がある」が47%で、8割以上の方が、日頃身近な景観に関心を持っています。



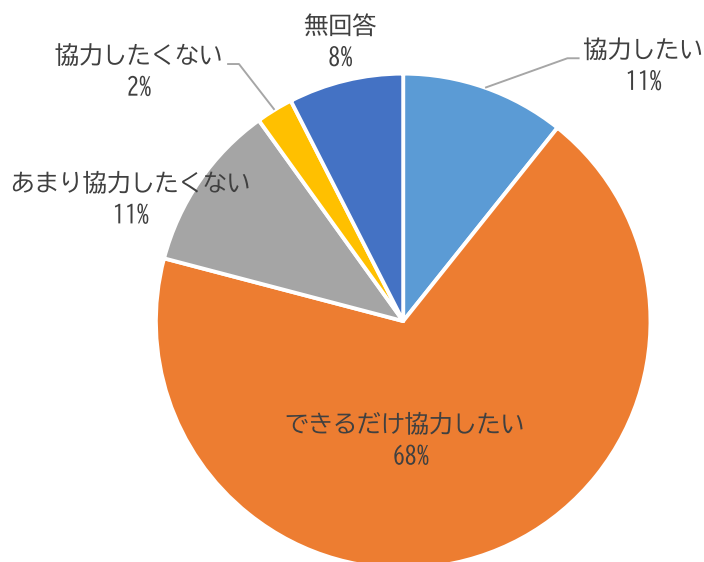
問 魅力を感じるスポットは？

僅差ではありますが、大野岳瀬平公園、瀬平自然公園、開聞岳展望所の順に魅力を感じているようです。大野岳は瀬平地区景観計画の範囲には含まれていませんが、今後は大野岳とも連動した景観形成や魅力ある観光地づくりが課題になってくると思われます。



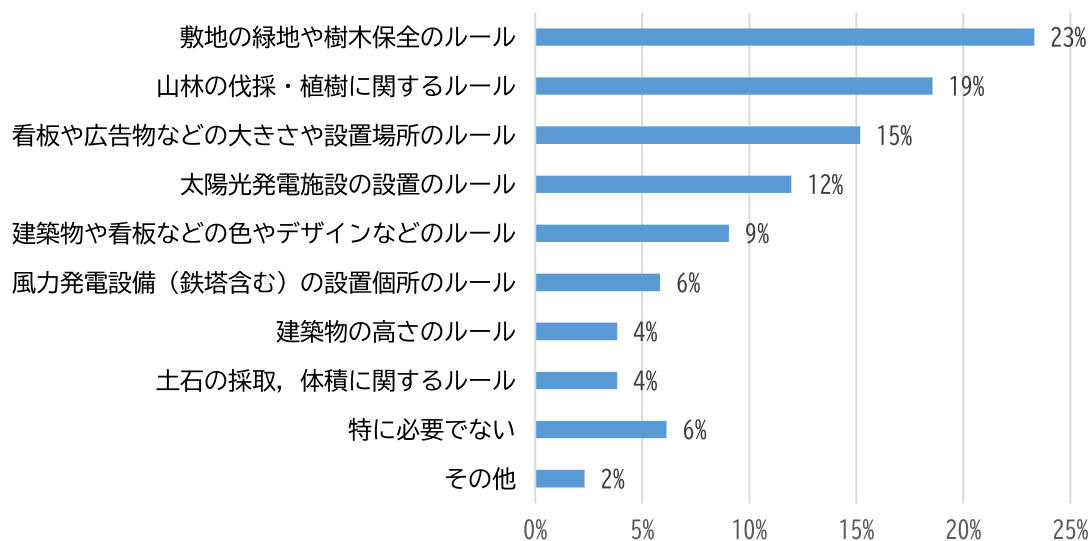
問 景観保全活動への協力

「協力したい」又は「できるだけ協力したい」が約8割を超える結果となり、地域の方々の協力したい意思を伺うことができました。しかしながら、「年齢的に難しい」、「高齢化で今後は中々清掃活動にも出れなくなる」といった意見も多くありました。



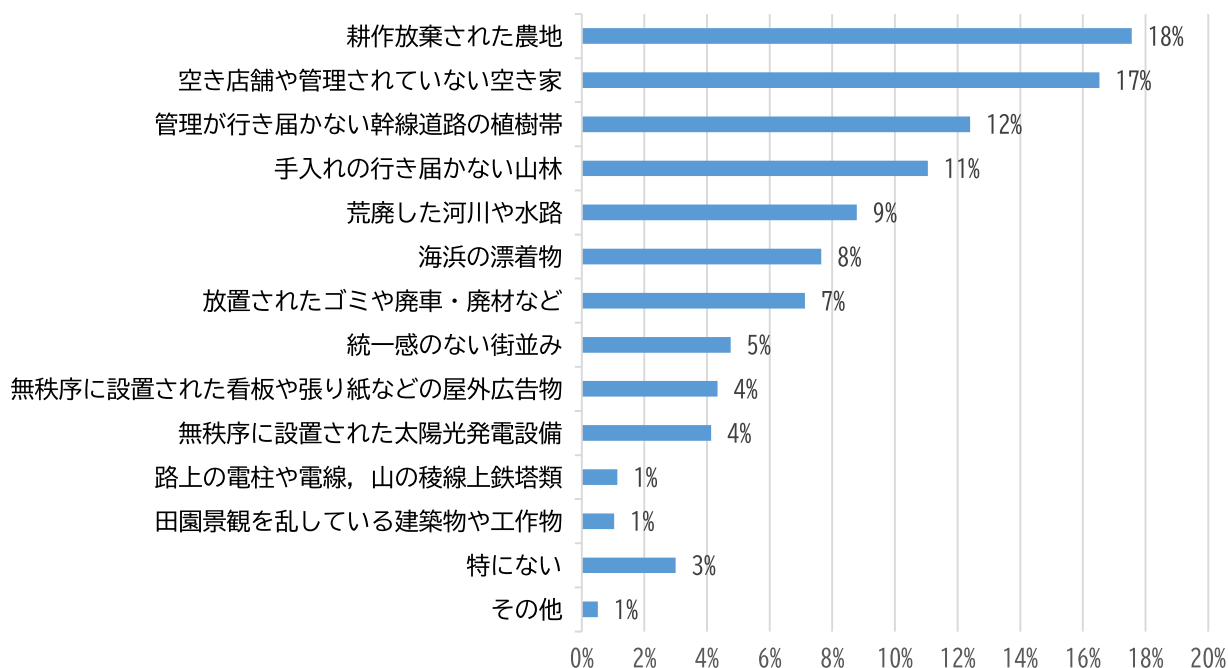
問 景観づくりに必要な具体的なルール

「敷地の緑地や樹木保全のルール」や「山林の伐採・植樹に関するルール」が上位となり、やはりこの地区の景観は自然の環境や緑を重要視していることが伺えます。



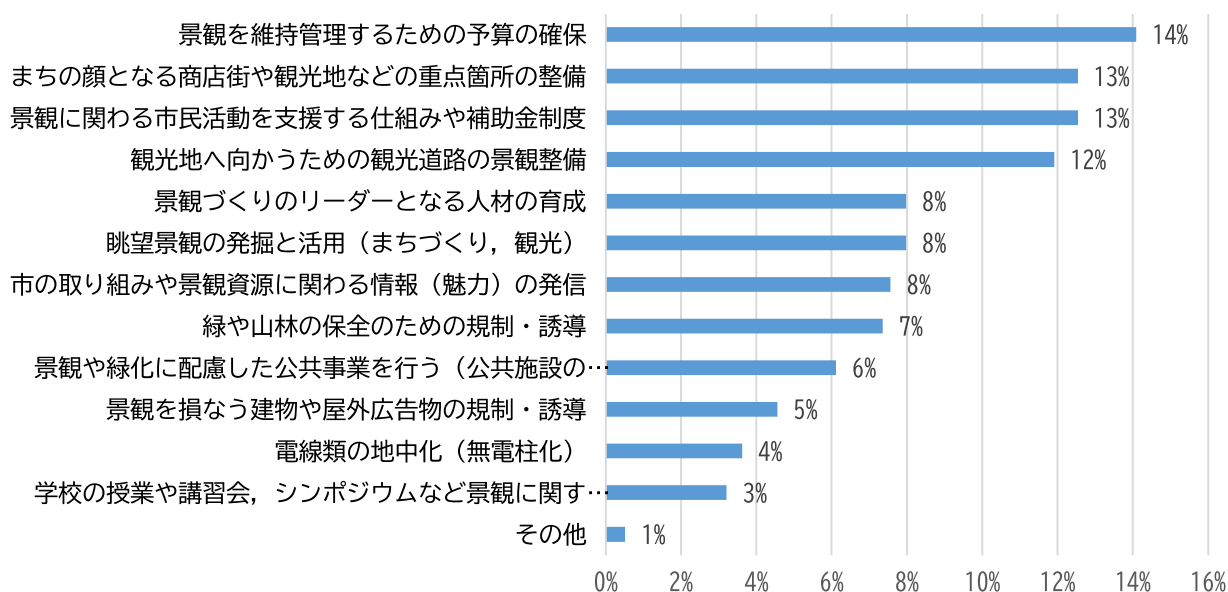
問 良好な景観形成を損ねているもの

「耕作放棄された農地」、「空き店舗や管理されていない空き家」で分かるように、人口減少や担い手不足による景観の悪化が懸念されます。



問 重点的に取り組むべきこと

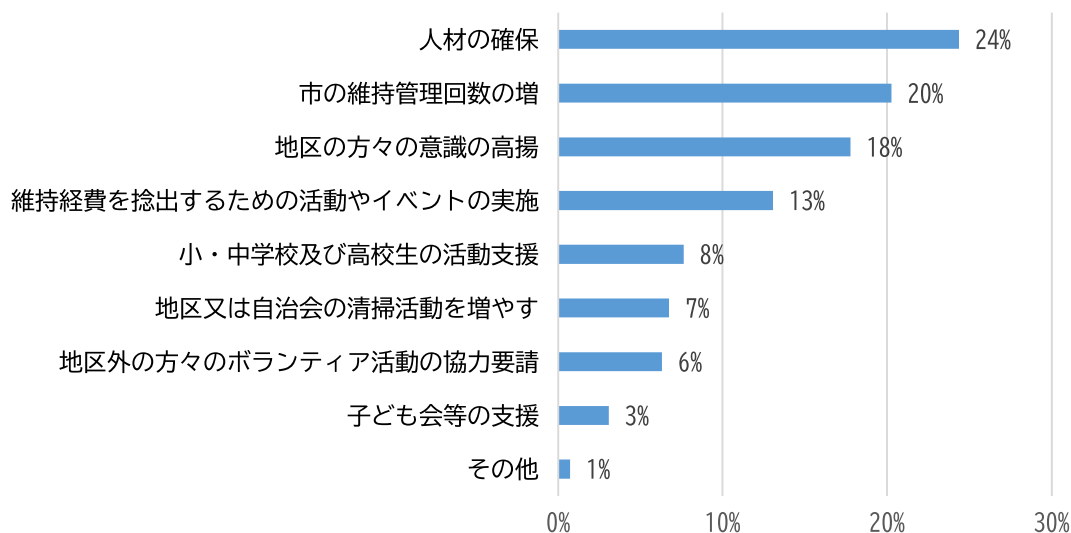
「予算の確保」、「重点箇所の整備」、「景観活動への補助金」といった意見が上位になっています。市などからの補助金等にも限りがあるため、今後は地域全体でも活動資金をうまく調達できるような仕掛けが必要になってきます。



問 景観保全に必要なこと

「人材の確保」、「市の維持管理回数の増」、「地区の方々の意識の高揚」といった意見が上位になっています。本地区ばかりではなく、市内全域でも同じことが言われています。

人材に関しては、地域のリーダーを発掘するのはもちろん、地域外の人材や学生などもうまく活用していくことが重要であると思われます。



その他、自由意見（一部掲載）

- ・ 開聞岳展望所や大野岳は美しい景観で魅力的であり、観光客が多い。しかし、地元の特産品など売る場所がなく素通りで終わるので、補助金等の活用で販売所などを設置したら活性化につながる。
- ・ 大野岳も季節の花を植えてさらに景観をよくしてもらいたい。定期的にイベント（キッチンカー）をして、多くの方に足を運んでもらって、素晴らしい景観を楽しんでもらいたい。せっかくある自然や景観をもっとうまく使えば地元も盛り上がるし、地域が活性化していく。
- ・ 若い方のご意見やご提案を参考にして素晴らしい郡地区の景観を作ってください。
- ・ 住んでいる地域のためなら、できることは依頼があればします。できれば日当（お弁当など）があるほうがいいかと思います。
- ・ 市道清掃も海岸ゴミ拾いも自治会中心では限りがある。高齢化が進み、草払いをする人達が年々減ってきている。市で造園業者、土木会社等の協力を得られるようにしてほしい。
- ・ 海浜に行きたい（リピーター）と思うような活動ができないか？スタンプラリー（景観を回るウォーキング等）の開催。
- ・ 景観はその土地の顔ともいえる場所で、記憶にも記録にも残るところ。未来につなげたい。

- ・大野岳など景観が良いのに認知度が低い。月に1度でも日を決めてキッチンカーなど呼んでイベントをしたら良い。子ども向けイベントだと必ず親もついてくるので人が来てくれる。(スケッチ大会や写真展など。)
- ・すばらしい景観の瀬平公園を生かし、上の山の一部に桜を植える事によって春には桜も楽しめ、また上からの景色も楽しめる。合わせて山登りをする事によって体力づくりにもつながる。(指宿の魚見岳を参考に) 山の上に公園を作り、海の見える鉄道沿線は無駄な木、竹など取り除いて景観を良くできれば、車窓からの眺めも一段と良くなる。
- ・清掃活動をした自治会・団体に助成金を出したらどうか？
- ・生まれ育った地域の恵まれた自然は魅力ある人々を引き寄せるポテンシャルを持っている。自然を守る自主活動組織の育成とリーダーを育てる。
- ・この地に住みたいと思わせるための素地作りが大事だと思う。
- ・瀬平の中浜あたりに大々的に釣りスポットを作り、バーベキュー施設をつくり、観音様の場所を整備してはどうか？瀬平公園の海岸崖に転落防止柵を作ったらどうか？周辺が危険すぎる。
- ・大きな活動には参加できなくても自分の近所、家のそうじをするように努力したい。
- ・瀬平公園の景観はすばらしいので、観光資源として活用できたらいい。まず、ゆっくり滞在できるカフェとか、お土産品のお店が欲しい。大野岳や番所鼻等との顚娃町周遊コースが作れたらいい。
- ・景観維持のための予算確保は大事なことであるが、実際の作業も地元だけに押しつけるのではなく、あの手この手で官民一体となって進めていかないと途中で息切れしてしまう。
- ・集川の清掃をしてもらいたい。台風で西部ポンプ室下の端に木の枝などが川をふさいでいるので取り除いてもらいたい。大雨時あふれるおそれがある。
- ・管理されていない山林や畑が多く景観を損なっている。耕作放棄された畑は使いやすいように改良したり法面は舗装をしたり、山林なども道路沿いは管理しやすいように舗装を行なったらよい。
- ・新しい施設を建設するよりも景観をきれいにした方が地区外の人が見たときに印象がよい。瀬平自然公園に道の駅を作れば話題性があり観光スポットになる。
- ・大野岳には神社があり観光に活かされていないのがもったいない。おみくじや御朱印を置いて収益を得られる仕組みを作ったらよい。

- ・長崎集落から 226 号線に景観のすばらしい所がいっぱいあるので、もっと力を入れてもらいたい。
- ・ふれあい瀬平公園に広い駐車場とトイレがあるので「道の駅」があればもっと人を呼べて繁栄しそうだ。
- ・田畑の所有者、耕作者の同意のもと、広域に一体感のある SNS に投稿するような景観づくりがもっとできれば地域の活性化になる。八反田のコスモスをもっと広域に拡大するとよい、とても評判が良い。
- ・子どもの数も多くないので、せめて自分の宅地内外でも気を付けてくれればまだ少しはいいと思う。でも年寄りには無理なところもある、だからと言って若い方ばかりに負担をかけるのも酷だ。
- ・空き家が崩れ、廃墟になって気持ちが悪い。手入れが行き届いていない林の木の枝が電柱に覆いかぶさり標識が見えない等、景観形成よりも先に力を入れるべき事がある。
- ・瀬戸の海岸線から見える開聞岳、何とすばらしい。この景観を広める方法をどなたか考えて。海と山が繋がっていて心も体もきれいになるような気分になる。
- ・太陽光発電が目立ってきているが、設置場所や周辺の景色に溶け込めるようなデザインや色の工夫も必要である。
- ・地区の景観に対する意識の高揚のため、まず努力し、地区民の目標（景観地）を定め、皆で団結して予算の確保により、楽しく地区民が協力し、地区が良くなることの喜びを目標に、各々に実感させていくことが大事。
- ・自治会活動にも参加できていないので、あまり意見も出せないが、きれいな道路やまちなみが維持できるように、少しでも協力ができればと考えている。
- ・自治会での清掃と、農地（農道）に関わる道路清掃の区別があいまいで、草刈りをされたまま放置している。景観を損なう感覚は個々で異なるので、草刈りを一つとっても、どこからどこまでが美化活動なのかを均一にしてほしい。行政と市民活動の一体化を求める。
- ・広域農道の樹木が大きくなり、遠くの海に面したきれいな景色が見えなくて残念。
- ・景観について、あまり考えたことがなかった。基本、道路が荒れていると、ほかの地区の方から見ると、すぐに悪い印象を受けるので、まずは道路の美化に力をいれてみてはどうか？
- ・住んでいると気づかないまま何気なく過ごしてしまう、まずは意識作りから。

瀬平地区景観計画

施行 令和 7 年 4 月 1 日

南九州市都市政策課